

横浜事件 再審裁判を 支援する会

弁護団の現況

大川 隆司

横浜事件の再審請求は、東京の森川・関原・芦田の三先生が「原始弁護団」として申立てられたあとで、横浜弁護士会所属の有志が加勢するという形で弁護団体制を拡大しつつあります。現在のところ総勢一九名を数えており、これだけでもかなりの大世帯であります。が、ゆくゆくは、横浜弁護士会（総勢四九一名）の大半を結集したいという意気込みでやっております。

森川・芦田・三野・根岸・影山・黒田の六弁護士からは、それぞれ自己紹介の別稿をいただいておりますので、それ以外のメンバーについて一言ずつ、私から紹介させていただきます。

関原勇弁護士（東京弁護士会所属）は、松川事件など戦後の公安事件の弁護人として著名であるばかりでなく、多くの冤罪事件の再審請求に、弁護団として、または日弁連の人権擁護委員として関与して来られました。

飛島田一雄弁護士は、すでにこの再審裁判を支援する会の呼びかけ人としておなじみですが、今年の七月から、弁護団にも参加されました。亡くなられた御父君の飛島田喜一弁護士は、治安維持法が存在していた当時、司法大臣指定弁護人として、思想事件の弁護をしておられましたので、父子二代にわたって治安維持法と取りくむことになりました。

横浜勢のベテランとしては、ほかに日下部長作、陶山圭之輔、畑山穰、鈴木孝夫、佐久間哲雄の各弁護士が参加しています。これらの方々は、横浜弁護士会の刑法委員会や国家秘密法対策地方本部の中心的メンバーとして活発に活動しておられます。

No.3

1987.10.15

〔事務局〕

〒101

東京都

千代田区猿楽町

1-4-8

松村ビル402

☎03-291-8066

「泊」現地調査報告

七月五日から六日まで、泊での現地調査が行われました。

木村・平館両申立人、森川・関原・奥石・陶山・畑山・平岩・三野・大川の各弁護士、ふじたあさや氏、現地の研究者である奥田・井本両先生、自由人権協会富山県支部、そして報道関係者も加わり総勢二〇名を越える調査団となりました。

五日は、「紋左旅館」で打合わせ後、細川先生のお墓まいり、料亭「三笑楼」、当時木村さん一行が舟遊びをした海岸等、事件ゆかりの地をたずね歩き、紋左旅館に宿泊。

六日は、朝から紋左旅館で、当時の状況の聞きとり調査。様々な新しい事実も掘り出され、大きな成果を得ることができました。

これらの調査は、近々提出される意見書にも反映される予定です。紋左旅館をはじめ、現地での多く

事務局移転のお知らせ
「支援する会」発足以来、事務局をおかせていただいた東京リユールから、五月一日、上記の所へ事務局を移転しました。今後ご連絡等は上記へお願いいたします。

の方々のご好意により調査を成功させることができました。厚くお礼申し上げます。
(事務局)



細川先生墓前

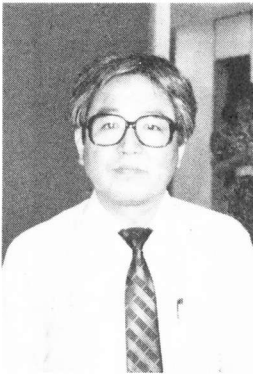
陶山弁護士は、横浜事件の予審判事であった石川勲蔵氏（現在第一東京弁護士会所属弁護士）からの事情聴取を、また畑山弁護士は再審請求人平館利雄さん関係の各論を、これまで担当して来られました。

横浜弁護士会の中堅として、平岩敬一、興石英雄、岩橋宣隆、間部俊明の各氏が弁護士団に参加しています。これらの各弁護士はいずれも青年法律家協会神奈川支部の中心メンバーです。

平岩弁護士は請求人青山鉞治氏を、興石弁護士は同小林英三郎氏を、岩橋弁護士は同小野貞氏（小野康人氏相続人）を、それぞれ担当します。

（別稿で紹介されている根岸弁護士は畑中繁雄氏の各論を担当。）

前田留里、黒田陽子の二氏は新進の女性弁護士で、川田定子氏の各論を担当します。二人とも昨年あるいは今年赤ちゃんが誕生したばかりで、仕事と育児を両立させるのが大変な



大川 隆 司氏

段階ですが、和歌山県白浜町の、川田さん方をおたずねして事情聴取をするなど、積極的に取りくんでいます。

最後に、私大川は、家永教科書裁判の弁護士団に連なつて来たご縁で、同弁護士団長でもある森川先生のお声がかかりがあったため、横浜事件のお手伝いをする事になった者です。各論としては木村亨氏と和田喜太郎氏を担当しています。

弁護士団は、今年七月の「泊合宿」に参加し、それを機会に団結がますます強まりましたので、これからの長丁場をがんばって行きたいと思えます。

森川 金寿

私は戦時中の昭和一五年春から二一年夏まで中国大陸にいて、横浜事件の人々が死の拷問をうけた時期には、「内地」を留守にしていた。若し東京にでもいたら、恐らくいま再審請求をしている人々と同様な運命に立たされていたかもしれない。私が六一年暮木村亨氏から「何とかできないか」と相談をうけたとき、「これは他人ごとではなく、自分自身のことだ」と直観した。そして再審請求、刑事補償請求手続等に伴う



森川 金寿氏

法的、手続的困難さもさることながら、まず真先に「やらねばならぬ」という使命感のようなものを感じ、ことに拷問取調の特高警官三名も有罪となった成果のあるこの事件を措いて他により適切な再審請求のケースがあらうかと思ひ定めたのであった。

芦田 浩志

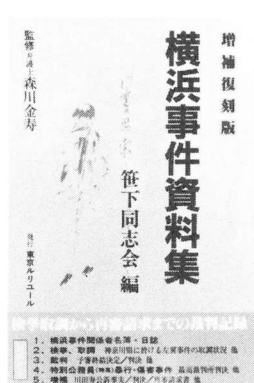
私こと、八・一五は、京都大学法学部在学の世代ですので、戦後すぐの時期に、治安維持法のこと、特高警察のことなど、当時の若い感受性で、うけとめる多くがありました。川田寿先生には、学生時代一度拝顔の榮に浴しました。

弁護士登録は、一九五二年で、戦後初期とは諸事情が様変わりしていましたが、私なりの戦時体験、戦後体験から、この師のもとで駆出時代を修業したいと、海野普吉先生の門を叩き、そこで自由人権協会事務局次

●横浜事件について書かれた本

横浜事件資料集

笹下同志会編・森川金寿監修／東京
ルリユール／一八〇〇円／増補復刻
版・一九八六年



出獄後作られた横浜事件の被害者の会が笹下会。笹下同志会はこのたび再審請求に立ち上つたその有志の会。本書は笹下会刊の旧資料集（編集代表・高木健次郎）に、新たに入手した予審終結決定や判決謄本などの重要文書を増補したもの。これにより、検挙・取調べから再審請求までの四十数年の全裁判記録が一書にまとめられた。治安維持法違反の有罪判決を受けたまま放置されてきた被害者たちの人権と名誉の回復のために、そして国家秘密法の策謀を粉砕するために、再審裁判のゆくえは重要な意義をもつ。そのために本書の十分な活用が期待される。



芦田 浩志 氏

長をしてもらった、関係者の一人由田浩氏から、横浜事件のことは具体的にうかがいました。

私の弁護士登録からでも、一世代が経過した頃、木村亨氏との出会いがあり、やがて、今回の再審裁判の申立希望をうかがい、関係者の御意向、森川金寿先生ほかの御尽力で、御承知の大運動が始まり、私も弁護団の一員に加えていただきました。

この再審裁判には、多くの困難が指摘されていますが、戦中から戦後を生きてきた実感からすれば、関係者の皆様と、皆様を支える運動は、所期の目的を必ず私たちの世代に遂げるもの、と確信でき、弁護団の一員として頑張らせていただきます。

三野 研太郎

私は、昭和三六年横浜の飛鳥田法律事務所で弁護士として第一歩を踏み出し、昭和三八年、今回も同僚となった陶山弁護士らと横浜法律事務所

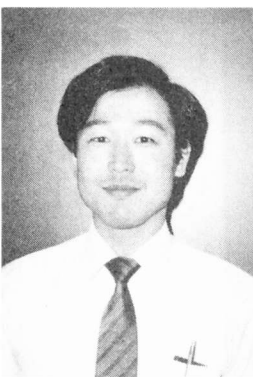
創設に参加しました。同事務所で二年を経たので、後進に道を譲り、現在は一人で仕事をしています。

横浜事件再審に参加した動機は、まず地元で弁護士として何とかお役に立ちたいということと、戦前のひどい警察のやり方を知っている者として、このような官憲の非道な権限の行使は何回でも糾弾されるべきであるという気持からです。個人的には、横浜事件の被告人団の一人である白石芳夫氏の弟の白石徳夫君と同級生であり、極めて親しくしていた。そのため同君から横浜拘留所に差入れに行った時の話など聞いていたので、一般の人々よりも横浜事件の身近にいたということからです。戦前の神奈川県警察の特高を引継ぐ神奈川県警備部公安担当は、現在盗聴問題が発生し、東京地検の取調べをうけるという醜態を演じています。しかも取調べに対して、真相を説明することができず、黙秘して知らぬ、存ぜぬという態度で終始しているようです。この体質こそ、拷問のような恐るべき権限濫用でも、認めなければ免れるという警察特有のものです。私は警察がこのような体質をもつ限り、いつでも民衆の敵となるとい

うことを、横浜事件を通じて、是非皆様に知っていただきたいと念願しています。

影山 秀人

横浜事件は紛れもなく、拷問による自白によって作られた冤罪事件です。それを、判決書がない等形式的な理由で再審を認めないとすれば明らかに不当です。多くの証拠によって、過酷な拷問が加えられたことは明らかなので、速やかに再審の決定をすべきです。また、横浜事件は、他の再審無罪事件と異なり、時の権力者が意図的に作り出した完全なデッチあげ事件（権力犯罪）です。したがって、この再審申立は、権力犯罪の醜さ、恐ろしさを明らかにする上で、たいへん大きな意義があると思います。このような考えで、微力ながらお力になればと思います。弁護団に加えさせていただきました。



影山 秀人 氏

●横浜事件について書かれた本
横浜事件

美作太郎・藤田親昌・渡辺潔著／日本エディタースクール出版部／一六〇〇円／一九七七年



著者は、日本評論社や中央公論社の元編集者たち。横浜事件の歴史的意味合いを確かめ、昭和史の流れのなかで正しく位置づけること、できるだけ真実に忠実であること、そして三人の個人的な記録や意見というよりは、事件関係者の共同所産たりうることを期すとの執筆意図のもとに、事件の前身および経過に省察をくわえたもの。弾圧法としての治安維持法の歴史のフィナーレ、言論・出版の自由の終局的な敗北の記録、良心と真実とを魂とするはずの知識人の圧殺の終章……。横浜事件を著者たちは説得的に描写しつつ、同種事件を二度と繰り返させてはならないと強調する。

根岸 義道

私は、これまで横浜事件については、先輩弁護士などから「かつて横浜事件という言論弾圧があった」と聞く程度の知識しかなく、その具体的な内容は全く知りませんでした。

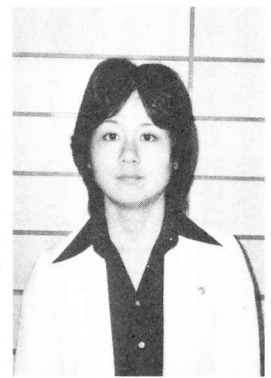
従って、横浜事件が悪名高い治安維持法に関するものとは知っていましたが、これが冤罪でもあると考えたことはありませんでした。

今回弁護団に参加させていただき、関係者の著書を拝読し、また直接お話をうかがうなど、はじめてその実情に触れるに及んで、横浜事件が私達神奈川の法曹にとっていかに恥ずべきフレイムアップであったかを痛感しました。

またぞろ警察がその権限を拡大し、横暴の度を強めている今日、横浜事件再審の闘いをそれらの企てを押しとどめる一石にしたいと期待するものです。

黒田 陽子

私は、本年四月三日に弁護士登録をしたばかりの新米の弁護士ですが、仕事を始めて早々に、当弁護団の大川先生から川田定子さんの事情聴取を担当して欲しい旨のご依頼を受け



黒田 陽子 氏

たのが当弁護団に加わったきっかけでございます。

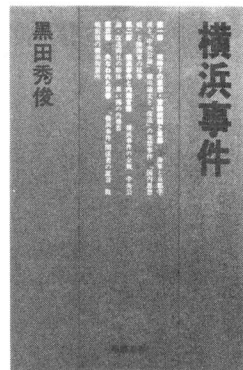
司法修習生時代（実務修習地が横浜であった関係で）、横浜事件の再審請求がなされているという事は耳にしておりましたし、事件の概略程度は存じておりました。けれども実務家として、自分が弁護団に加わることになろうとは思ってもおりませんでした。再審裁判については、修習中も松山事件の勉強会等で少し学びましたが、最近は何がやや狭められてきているようで、憂うべきことと思っております。

横浜事件については、未だ勉強不足で一人前のことを申し上げられる立場ではございませんが、国家秘密法案に反対するという観点から、この再審は是非とも実現させなければと考えております。今後は、微力ながら、皆様の御指導の下でお手伝いさせて載きたいと思っておりますので、何卒宜しくお願いいたします。

●横浜事件について書かれた本

横浜事件

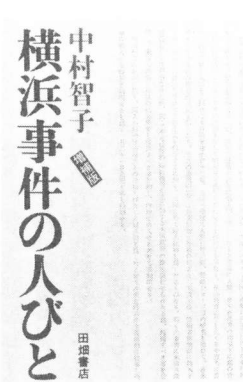
黒田秀俊著／学芸書林／一五〇〇円
／一九七五年



●横浜事件について書かれた本

横浜事件の人びと

中村智子著／田畑書店／一七〇〇円
／増補版・一九八〇年



筆者は、『中央公論』の元編集長。

一九四四年七月、中央公論社と改造社はなんの法的根拠もないままとりつぶされた。それは、『中公』と『改造』は反戦、厭戦思想の温床になるからだ」との認識のもとに、当時の全知識人に対する最後の大弾圧を意味した。そして、治安維持法違反容疑の横浜事件というものはその全くの法的な口実にすぎなかった。本書は、中公・改造両社の解体過程にウエイトを置きつつ、横浜事件で内務官僚たちがどのように暗躍し、戦時下における思想、言論統制へ軍部がいかなる関り方をしていったのかを、資料をまじえて告発する。

太平洋戦争下、特高警察によるフレイムアップの代表例とされる横浜事件が、言論弾圧の側面のみで定説化され、事件の全容はいま一つ明らかにされていないとの問題意識から、著者は、事件そのものが多岐にわたり裾ひろがりに拡大されてゆく経緯を洗い直す。それまで比較的多く発言してきたジャーナリストだけではなく、被害者の遺族や元特高・予審判事を含めた事件関係者で、沈黙を守ってきた人びとをたずねあて、その聞き書きを中心としたルポルタージュである。事件のひろがりのなかでの複雑な人間模様を浮き彫りにして、横浜事件の実像にせまった。

ある朝、特高が来て

横浜事件・再審請求申立て人

小野 貞

★この手記はさる六月六日、国家秘密法案に反対する出版人の会を含む六団体共催の同法案再提出阻止の集いで読み上げられたものです。筆者の小野さんのご承諾を得て、ここに収録させていただきます。なお、小野さんは現在、これにつづく手記をご執筆中です。
(事務局)

その日、昭和十八年五月二十六日早朝、名前を呼ぶ声で目を覚ました。寝巻のまま起きて行った主人の「拘引状って何ですか？」というのがきこえた。続いて「治安維持法違反って——」と言ったので、私は驚いてとび起きた。着代えをしている間にもう三人の男が這入りこみ、主人に同行するように、というようなことを言っていた。

私はどうしていいかわからず座ぶとんを出し、ただおろおろしていたが、取りあえずお茶をいれた。お茶をこぼしたので自分が慄えているのがわかった。お茶を出す、一人がすぐ手を出してグツとのみ、脇の人

の顔を見て、慌てて間が悪そうに茶碗を置いた。他の二人はソッポを向いて手をつけなかった。その間にも机の引出しを開け、そちこち引っかけ廻し、本棚の本を引っぱり出して傍に重ね、他の本は一冊一冊ふり廻して放り出した。

たちまち狭い部屋は隙間もなくなり、本を踏んで立つ状態になった。呆気にとられて座っていた私をどかして箆箭にも手をかけたので、思わず私もカッととなり、自分で引出しを開け、「どうぞ存分に全部おしらべ下さい」と言った。その刑事はちよつと手を引っこめたが、すぐ中の衣類を二、三枚かえして奥に手を入れただけで、上の引出しもちよつとあけてのぞいただけであった。

長押ししの額の裏までしらべた刑事に、溜っていた茶がふりかかった。お勝手まで行ったので、私は前日、主人が病氣療養中の友人の為に闇で買って来た鶏や玉子が見つかりはしないかとハラハラした。然しお勝手

は申しわけ程度に見廻したただけだった。

私は余程気が動転していたのだろう。つまらない細かいことは覚えていないのに、そのとき主人がどんな顔をしていたのか、いつの間に洋服に着代えたのか記憶にない。

積重ねた書籍を、持参した三枚の大きな風呂敷に包み、紐で縛ったもの等銘々に持ち、主人にも一つ持たせて立上った。身の廻りの品は手拭い、ちり紙、歯ブラシ、石鹸等の小さな風呂敷包みだけだった。玄関に追って出て、「あの？」と私がかきくと、主任らしい刑事が「明日、横浜に着代えを持って来るように」と言った。

「横浜？」ときき返すと、「渋谷署できけばわかる」と言った。玄関の外に出た主人の顔を、そのとき私ははじめて見た。主人は泣きべそをかいた私に、目で笑いかけ、「心配しないで」とだけ言った。一行はドヤドヤと階段を下り、右

に折れてすぐ見えなくなった。

横浜・寿署へ行く

翌日、私は早起きしてお弁当をつくった。前日仕入れたばかりの玉子もたくさんあったが、何も手につかぬ状態であった。着代えも、セルの着物、下着、兵児帯等取落ちのないよう改めて、「落着け、落着け」と自分に号令をかけながら家を出た。東横線に乗っていると、いつのまにか涙が出た。

寿署はドブ川に沿い橋のたもとにあった。正面から入り、オズオズと大きくと、特高課は二階だという。何処から上ったらいいか見廻していると、「外に出てあつちだッ！」とぐるりと手を廻した。その荒々しい態度に突飛ばされたように外に出てぐるりと廻ると、階段の入口があった。階段を上りはじめたとたんに涙が溢れ出し、部屋の前に立つても止まらなくなった。見つともない、と何度自分を制しても、止め度なく後から後から涙が流れる。暫く立っていたがどうにもおさまらないので、えいッ、とばかり泣顔のまま特高室に入った。

特高室には三、四人の刑事が居たが、私のような様子は見慣れている

りしなきや駄目だぞ」と重ねて言ったが、その人の目は傷ましいものを見る目であった。そして「しつかりするんだ」ともう一度言って、特高室に入って行った。ハツとして、私の涙は漸くおさまった。

本部へ行って三回目、持参の食事は何度頼みに来ても駄目だ、もう来るな、と言われた。

寿署で、留置人の食事、つまり官弁を入れる弁当屋から一日一食か二食は自費で入れてもよいとのことで、取りあえず十日分支払った。主人の洋服、財布、靴、兵児帯等が返された。帯がなくてどうするのかきいたが、返事はなかった。後日気がついたが、私を叱りつけた人は一番末席の若い刑事だった。

血に染まっていた着物

神奈川県警が警視庁を抜いた、警視庁にも出来ないどえらいことをやってのけた、というので沸いているという噂であった。

事実、県庁の特高課に行く、異常な興奮状態にあるざわめきを感じられ、皆うわずった目付きをしているようだった。

八月になってからであった。いつものように特高室に行く、

その頃は取調べが続いている様子で本部の刑事が来ていた。空のお弁当箱と衣類を持って来たので、その単衣を袋に入れようとして、私は多量の血が着いているのに気づいた。ハツとして抜けて見ると、背から腰へかけて一面血に染んでいた。

「これは何ですか？」と私がその刑事につきつけると、刑事は慌てて外に出て行ってしまった。後で見ていた五分刈り頭の眼鏡をかけた刑事が「おできでもひっかいたんだろう」と言った。私はカッととなり、「そんなものなんかありません！」と叫んだ途端に、涙がサアッと流れ、声をあげて泣き出した。

どんな拷問が加えられたかと思うと、いたましく、口惜しく、ますます大声でワアワア泣いた。暫くして気づくと部屋の中はシンとして、憎まれ口をきいた刑事も下を向いていた。私は情けなく間が悪くなり、ココソ荷物をもとめて帰って来たが、その場に居合わせた四、五人の刑事のうち、特高室の主任と、憎まれ口をきいた刑事と、衣類を持ってきた本部の刑事の三人の顔は今でもはっきり覚えている。

その単衣は帰宅後すぐ煮沸したので、すごい茶色のシミになり消えない

かった。私は、私もその衣類を見た、と主人にも知らせる為に、洗濯してまた差入れた。

今も眼底にある三刑事の顔

その単衣物は主人の帰宅後、私は不注意にも捨ててしまったので、後日横浜事件の関係者三三名が拷問した特高警官を告発した際、証拠品として提出出来なかった。今でも申訳なく思っている。

今度、弁護士さんがその時のことを申立てるように、と言われるので、私は以上の三人の警官に対し、寿署の特高室で私が血に染った衣類を見て泣いたその場景を見た、という証言を求める申請をするつもりである。当時の神奈川県警の特高課員の写真を見れば、四十余年を経た今でも、一目でその三人を指名出来る。

警察内の密室で痕跡を残さぬ配慮の下に行なわれる拷問そのものの立証は、殆んど不可能と私は思う。拷問されたという者、それを否定する者はお互いに平行線で、片方が嘘を言い張る限り解明されない。

帰宅した主人に私が傷のことを聞いた時、主人はヒリヒリしみる油膏薬のようなものをぬり、傷病みをしていない性だから割に早く治った、とい

うことであった。

今こそ治安維持法を裁く時

横浜事件は言論弾圧事件であると同時に、治安維持法の怖ろしさをまざまざと見せつけた事件です。肝心なことは、治安維持法に触れる事実は何一つなくても、拷問によって治安維持法に違反したと言わせて、有罪判決を下すことが出来るという実例です。

今度の私達の再審請求を裁判に持ち込み無罪判決を勝ちとる闘いは、悪法治安維持法を裁くことであり、その撤廃された治安維持法の名称を代えての再登場を狙う国家秘密法を成立させてはならないと訴えることになりす。

四十余年も前の、多くの方々が鬼籍に入った今、なぜ横浜事件の再審請求なのか？ 若い方々は関係のないこととお思いになられるかもしれませんが、決してそうではない。国家秘密法が提案されようとしているこの危機にこそ、過去の悪法による被害者の私達がその経緯を明らかにすることは意義があります。国家秘密法は絶対に阻止しなければなりません。

「会員からの通信」

編集室にもきた 刑事たち

永倉 あい子

東京駅前からみて、丸ビル五階の左側の窓々、そこに中央公論社があった。当時の社のあとの一部には、いま、中央公論事業出版が入っている。昭和十八年五月、津軽生れの私が、まったく偶然としかいいようのない形で入社することになった。物資も乏しく、学徒出陣もまぢかに迫っていたその年に、あてにしていた会社の悪化で、知人の紹介をへて、中央公論社の重役の面接をうけることになった。やがて総務的な仕事を与えられ、まもなく出版文化研究室へまわされた。

「どうしていまごろ東京へでこられたのですか？」と、席を並べていた浅石晴世氏がきいたことがある。すでに畑中繁雄編集長下のスタッフは解体して、浅石氏も出版研究室に配属されていたのだった。

「どうしてっていわれても……」と口ごもりながら私は、地方にも漂っている沈うつな空気を思いだして

た。そして、丸ビルの中を、紺の着物と袴姿で、下駄を鳴らして歩く大柄な氏を驚きの眼でみていたものだ。まもなく氏の姿はみえなくなった。眼鏡をかけた色白の和田喜太郎氏の姿も消えた。

ひそひそとささやかれる澱んだ空気が社内にはちこめ、何があつたのかもわからぬまま年を越すと、出版部長の藤田親昌氏の姿が消え、畑中氏も、誰も、かれもと、ひそかに噂が流れた。営業局長の湯川龍造氏は召集されて沖繩へ、陸軍への徴用(堺誠一郎氏)、海軍への徴用(海老原光義氏)もあり、空席のめだつ編集室には不安な息づかいがみちていた。黒田秀俊編集長に代つた中央公論編集部席の後を通して、ある日やせて眼つきの鋭い男たち二人がのっそり入ってきた。「刑事だ」という低い声が私の耳にも入った。十九年の二月ころだつたか、春ではない、うすら寒い季節のころだつたと思うがはつきりしない。彼らは編集室にずらりと並ぶ書棚をのぞきながら、出版社というものが、新聞社と違って輪転機などのない、人間と本棚ばかりであるのが奇異に思えたらしく、そういう意味のことをつぶやきあつていた。

「私たちの仕事のもとには、ここにあるんですよ」と、中公編集部員の八木岡英治氏(戦後再刊された婦人公論編集長)が、自分の頭を指さした。刑事たちはジロリと眼をむけ、なおしばらく編集室をうろついていた。緊張で体がひきつるようになり、彼らのいた時間がひどく長く感じられた。その日彼らはそのまま帰つていったが、社の解散はその年七月に襲つてきた。

嶋中雄作社長は病床にあり、私たち社員は一人一人病室によばれて退職金をわたされた。また仕事ができる日もあろうかという強い意志が雄作社長の内心にはあつたようだ。中年の男性社員たちも眼をうるませていた。

戦後池島信平氏が、浅石氏の肉親をさがしても手がかりがないことを話しておられたことがある。そのことは氏の『雑誌記者』の中にもでてる。「なぜいまごろ東京へでこられたのですか」と浅石氏が私に問うたのは、同県人として、激しい状況の中へ迷いこんできた私への哀れみだったのかもしれない。浅石氏と和田氏の獄死を知つたのはずつとのちのことである。社も社員たちも情報をもたず、検挙された人たちは家族もろ

とも荷酷な事態の中に放りだされたのだった。

▼事務局から

九月三〇日現在、会員は四二四名
〓五二四口、二九団体〓四九口です
引き続き会員の拡大にご協力ください。

七月四〜五日、弁護士団を中心に、原告の方々、事務局、そして朝日新聞横浜支局の記者も加わり、泊の『紋左』へ、「現地調査」を行いました。一九四二年七月五日、いわゆる「泊事件」のあつた日です。その同じ七月五日にかけて泊をおとすれ、ゆかりの紋左旅館にとまって、関係者のお話をお聞きしました。詳細は同封の『北日本新聞』の報道などをご参照いただければ幸いです。

入会申込・会費納入先

- 郵便振替 東京3-150641「横浜事件再審裁判を支援する会」(最寄り郵便局で振替用紙をもらい、口座番号、金額、住所など必要事項をご記入の上、お振り込みください。手数料は、5,000円まで50円、10,000円まで70円です)
- 銀行振込 富士銀行 九段支店 普通預金口座1478864「横浜事件再審裁判を支援する会」
- 郵送の場合 加入申込書にご記入の上、事務局まで(宛先はp. 1 題字下参照)。